

電子入札の最低制限価格の設定について

1. 対象工事等

電子入札で実施する全ての建設工事

2. 最低制限価格算出等

最低制限価格の算出（税抜き）については、次の式による。

なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

「最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」

最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のイ～ハの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。

なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の $9.2/10$ を超える場合は、予定価格の $9.2/10$ を最低制限基本価格とし、予定価格の $7.5/10$ に満たない場合は予定価格の $7.5/10$ を最低制限基本価格とする。

イ 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事等

「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68」

ロ 建築工事

「（直接工事費×0.9）×0.97＋共通仮設費×0.9＋（直接工事費×0.1＋現場管理費）×0.9＋一般管理費等×0.68」

ハ 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。

3. 適用時期

令和4年5月1日以降に入札公告及び指名通知を行う電子入札の案件から適用する。